

就職やスキルアップを考えているひとり親のみなさまへ ～講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！～

お問合せ

富良野市教育委員会

こども未来課

TEL：0167（39）2223

自立支援教育訓練給付金

対象者

- 富良野市在住の方
 - 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親（※講座修了時に子が20歳に達する場合も受講修了までは引き続き対象者となる場合があります）
 - 過去にこの給付金を受けたことがない
 - 就業経験、技能、資格の取得状況から判断して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる場合
- ※詳しくはこども未来課までお問合せください。

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

- 「一般教育訓練講座」
- 「特定一般教育訓練講座」
- 「専門実践教育訓練講座」

例：介護福祉士（実務者研修含む）医療事務など

（※特定一般・専門実践は、専門資格取得を目的とする講座に限る

【厚生労働省HP】

教育訓練給付金の対象となる主な試験・資格など



教育訓練給付金指定講座検索システム



支給金額（教育訓練経費/入学金・受講料等）

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60%から雇用保険支給割合を除く	20万円
特定一般教育訓練講座		60%			20万円
専門実践教育訓練講座	・受講修了後または受講中（半年ごとの支給）	60%	85%（★）から雇用保険支給割合を除く	① 40万円 × 修業年数	② （60万円×就業年数）から既に給付した額を引いた額
		追加 修了後資格取得し、1年以内に就職等した場合			

（★）専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合支給は60%になります。 ※自立支援教育訓練給付金の支給額が12千円以下の場合には支給対象外です。



まずはお気軽にご相談ください

受 申 込 講 前

自立支援教育訓練給付金の手続きの流れ

